

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第４２回）

日時：令和４年７月１１日（月）

午前９時３０分～

場所：県庁舎３階 第一応接室

次 第

１ 開 会

２ 議 題

（１）新型コロナウイルス感染者の県内発生状況等について（資料１）

（２）新型コロナワクチンの接種について（資料２）

（３）感染警戒レベル等について（資料３）

（４）その他

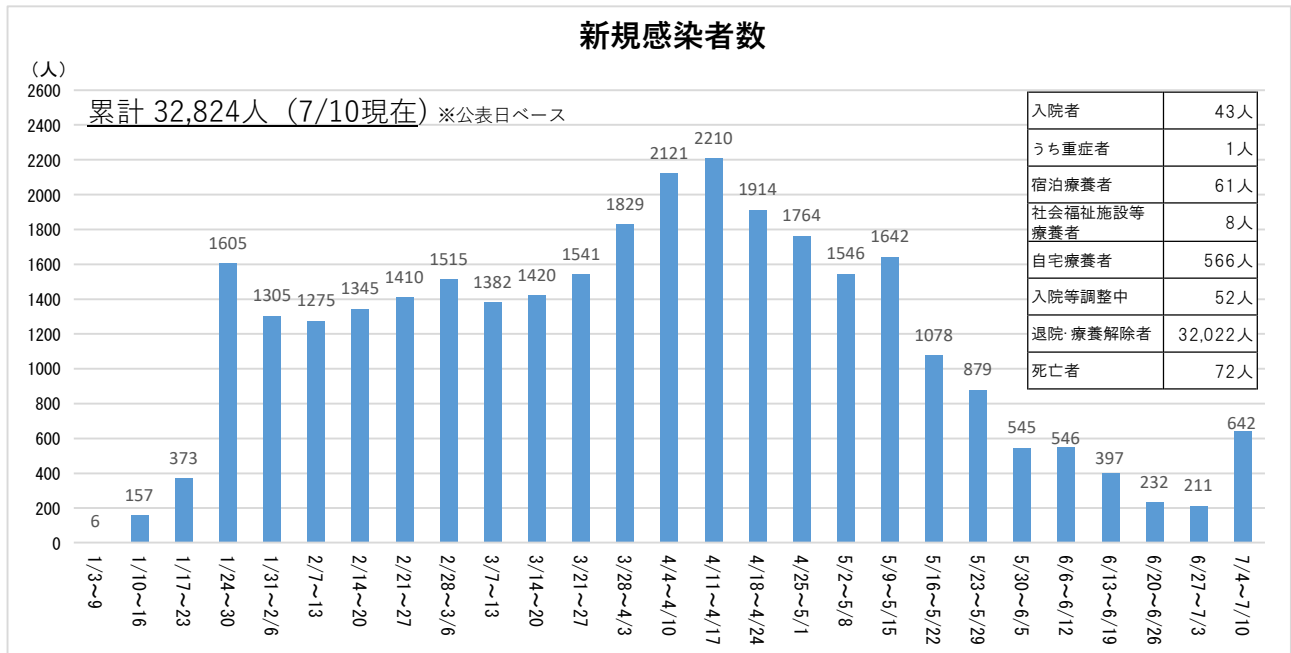
３ 知事指示

４ 閉 会

新型コロナウイルス感染者の県内発生状況等について

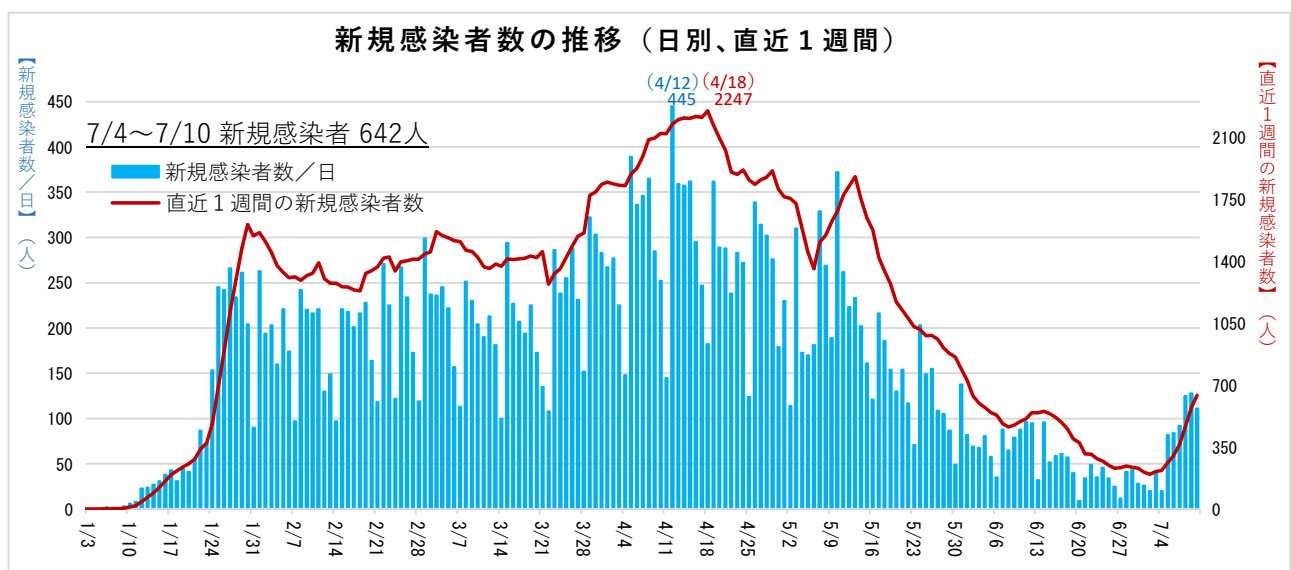
資料1

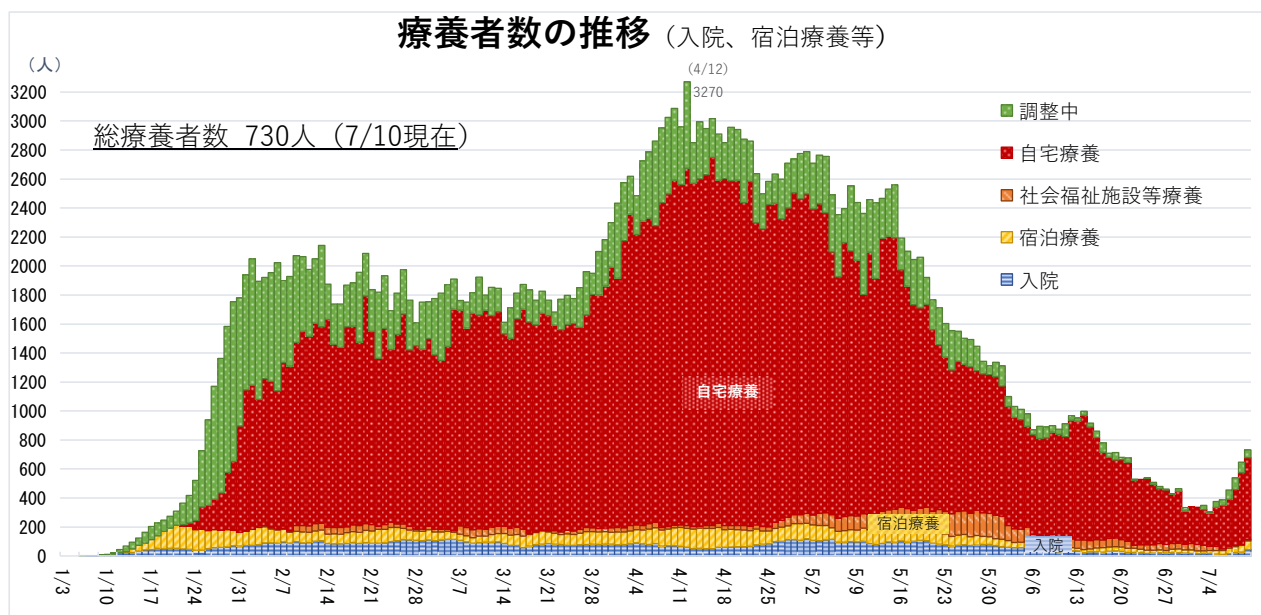
令和4年7月11日
健康福祉部



1月以降のクラスター発生件数（7/10現在）

	教育・ 保育施設	学校	スポーツ関連	職場	会食	飲食店	医療機関	福祉施設	その他	計
1月	5	10	5	5	3	2	1	4	-	35
2月	14	25	3	9	2	-	3	21	2	79
3月	25	16	-	14	10	3	2	11	1	82
4月	25	27	7	12	3	2	6	18	-	100
5月	14	20	4	7	1	-	6	24	1	77
6月	8	7	3	2	-	-	-	11	-	31
7月	4	2	-	3	1	-	1	1	-	12
計	95	107	22	52	20	7	19	90	4	416





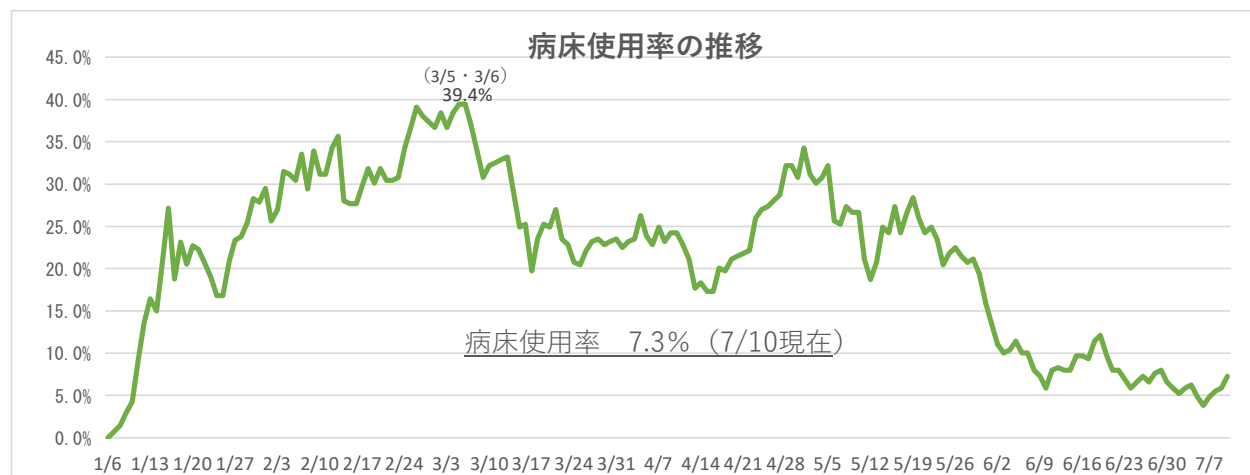
入院病床及び宿泊療養施設の使用状況（7/10現在）

（人、床・室）

入院病床（フェーズ6）							宿泊療養施設		
入院者数 （うち重症）	確保病床の 入院者数	確保病床 以外の 入院者数	現在の 確保病床数 （うち重症者用）	病床使用率 （重症者用へ－ス）	最大確保 想定病床数 （うち重症者）	病床使用率 （重症者用へ－ス）	療養者数	現在の 確保居室数 （収容人員数）	居室使用率 （収容人員へ－ス）
① (2)	③	④	⑤ (6)	③/⑤ (2/6)	⑦ (8)	③/⑦ (2/8)	⑨	⑩ (11)	⑨/⑩ (9/11)
43 (1)	21	22	289 (24)	7.3% (4.2%)	289 (24)	7.3% (4.2%)	61	415 (518)	14.7% (11.8%)

注）病床使用率の算定には、新型コロナ患者受入のための確保病床以外の病床の入院者は含まない。

注）上記のほか、8人が社会福祉施設等療養中、566人が自宅療養中、43人が入院・療養調整中



年代別 累計感染者数（7/10現在）

（人）

10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	計
6,206 (19%)	5,714 (17%)	3,381 (10%)	4,983 (15%)	4,923 (15%)	2,650 (8%)	2,128 (6%)	1,378 (4%)	1,461 (4%)	32,824 (100%)

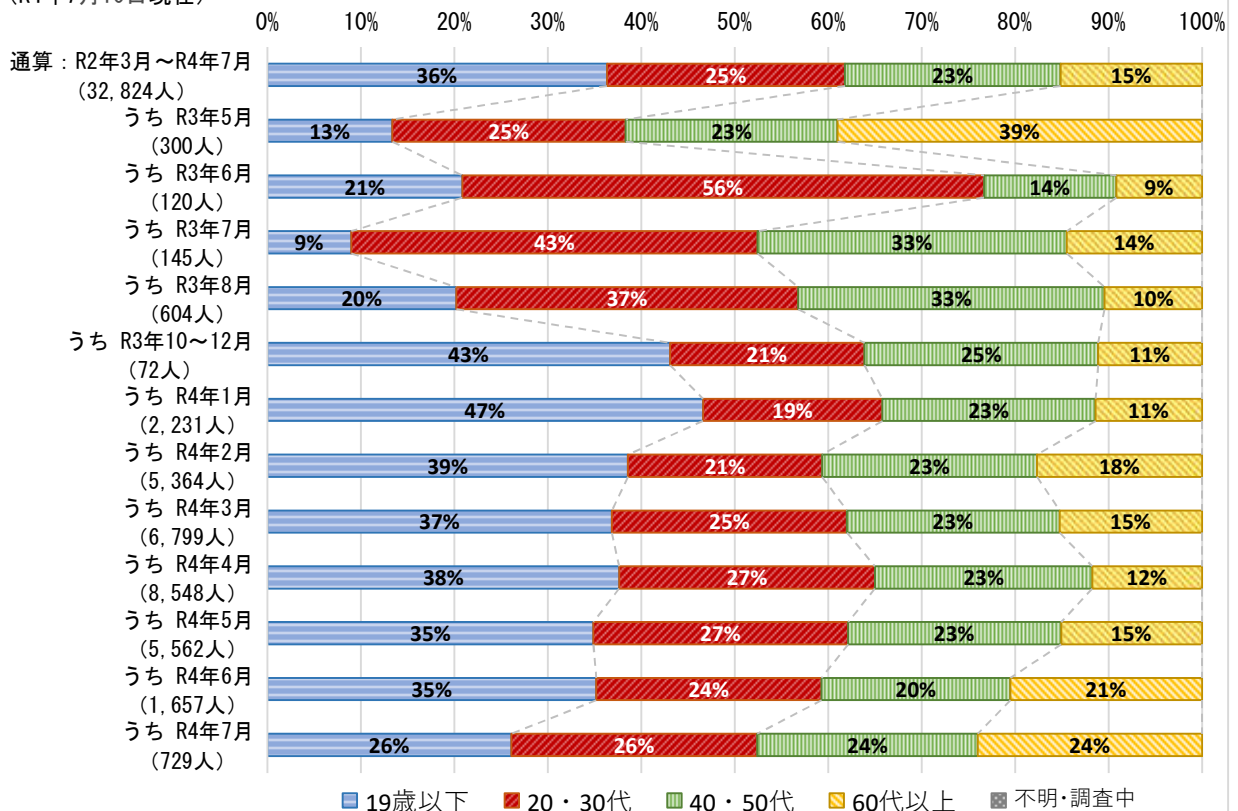
管轄保健所別 累計感染者数（7/10現在）

（人）

大館	北秋田	能代	秋田中央	秋田市	由利本荘	大仙	横手	湯沢	計
2,585 (8%)	481 (1%)	1,780 (5%)	2,474 (8%)	14,930 (45%)	2,100 (6%)	3,803 (12%)	2,815 (9%)	1,856 (6%)	32,824 (100%)

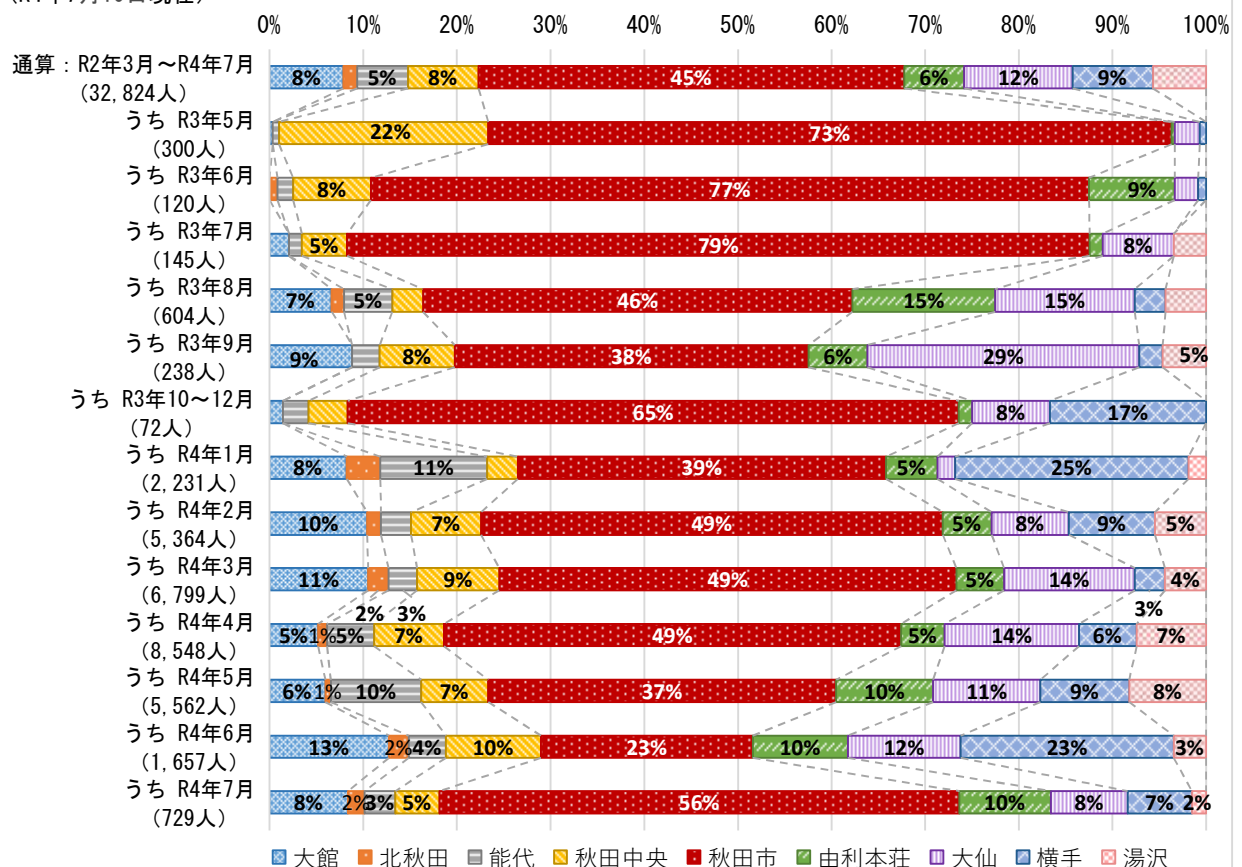
年代区別感染者数の割合（月別）

（R4年7月10日現在）

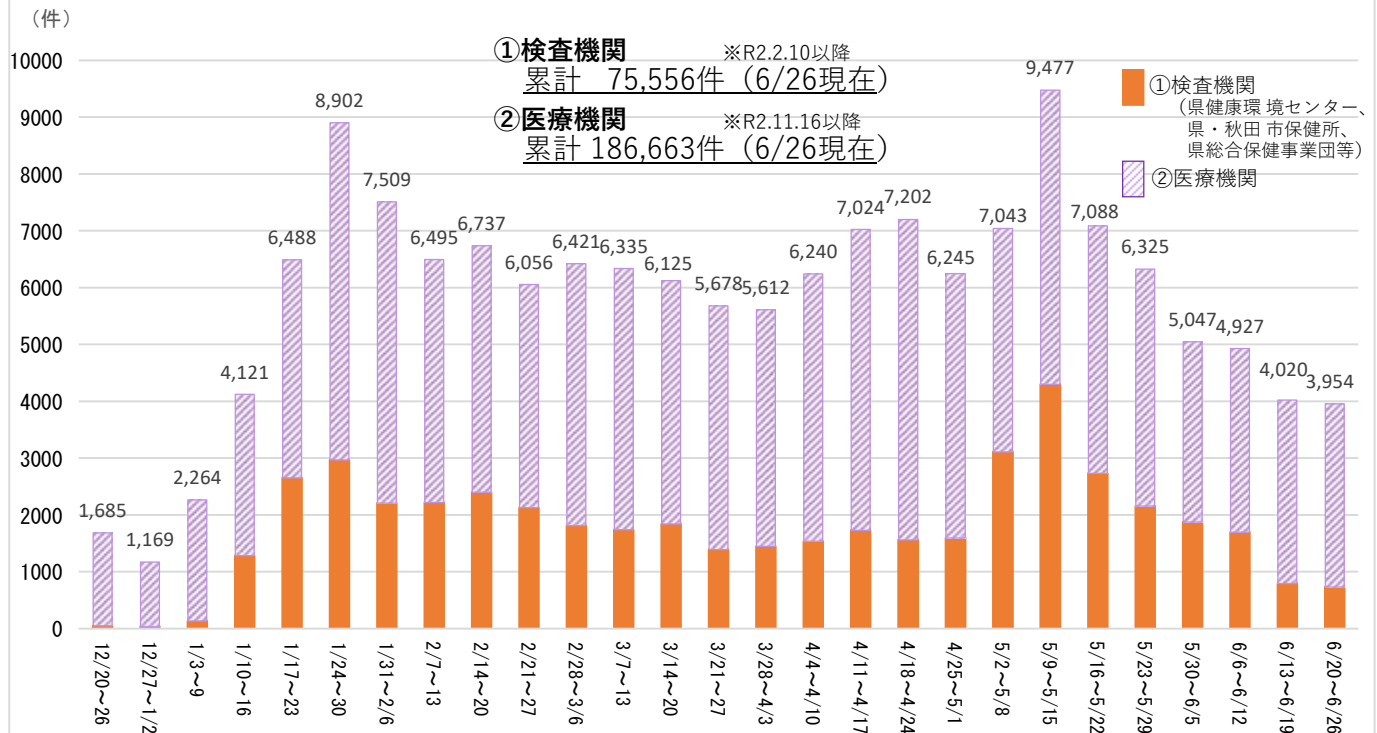


管轄保健所別感染者数の割合（月別）

（R4年7月10日現在）

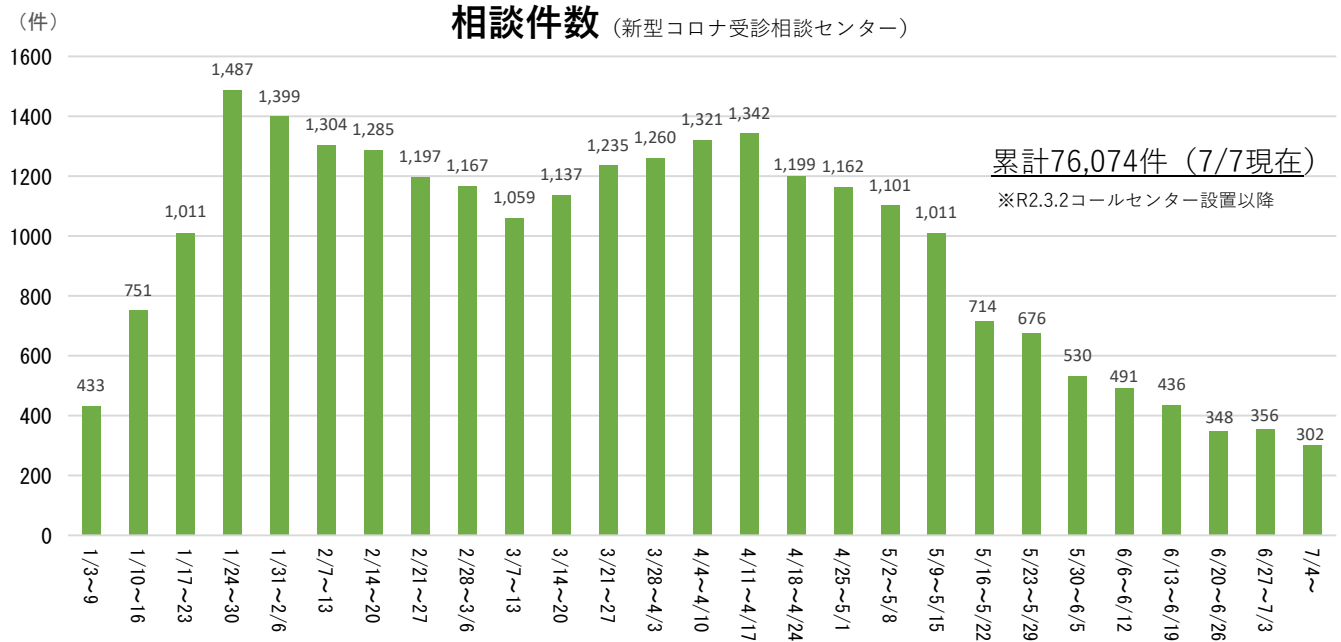


PCR等検査件数 (Lamp法、抗原定量、抗原定性キット等を含む)



※医療機関における検査件数は、R2年11月16日以降の検査から集計を開始。件数は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム (G-MIS) から県が集計した件数と、県医師会が集計した件数 (G-MIS集計分は6/26まで、県医師会集計分は5/29までの件数)、県保健所が集計した数値を合計した数値

相談件数 (新型コロナ受診相談センター)



秋田県新型コロナウイルス感染症 外来医療・入院医療 全体図

発熱患者等

事前の電話を徹底

かかりつけ医
(地域の診療所等)

あきた新型コロナ受診相談センター
(コールセンター) 8回線
※医療機関の紹介のみ

発生届 (HER-SYS)

患者 (確定例)
疑似症 (入院)

保健所 (9保健所)

受入調整

県保健医療対策部

- ・受入医療機関調整
- ・宿泊療養施設入所調整
- ・患者搬送調整
- ・専門領域の受入調整

入院・宿泊療養施設

入院協力病院
(19病院 289床)

- 県北 (5病院 53床)
- 県央 (8病院 170床)
- 県南 (6病院 66床)

- ・重症 24床
- ・中等症Ⅱ 128床
- ・軽症・中等症Ⅰ 137床

宿泊療養施設
(5施設 415室)

- 無症状者・軽症者のみ受入可
- 県央 (3施設 304室387人)
- 県北 (1施設 20室 30人)
- 県南 (1施設 91室101人)

診療

外来医療機関

(発熱患者等の診療又は検査を実施する医療機関)

診療・検査医療機関
(293施設)

※旧帰国者・接触者外来を含む

地域外来・検査センター (2施設)

- ・県が2市に委託
- ・医師会が運営に協力
- ・1～7日/週開設
- ・2時間程度稼働

医療機関①
受診相談センターや
他の医療機関からの
紹介を受ける

医療機関②
自院のかかりつけ患
者や自院に直接相談
のあった患者のみ

※新型コロナウイルスの検査を実施しない医療機関については、地域外
来・検査センター等他の医療機関と連携し、検査を実施

積極的疫学調査に基づく検査
(診療・検査医療機関等で採取)

緊急・重症
濃厚接触者等

検査

PCR等検査機関
(最大時2,645件/日)

クラスター発生時等

民間検査機関

- ・秋田県総合保健事業団
等
280件/日

民間医療機関

- 1,875件/日
(PCR※、抗原定量)
※LAMP法等の核酸抽出検査を含む

行政機関

- ・県健康環境センター
150件/日
- ・秋田市保健所
140件/日

秋田大学

- ・PCR検査ラボ
200件/日

※診療・検査医療機関、高齢者・障害者施設で使用する抗原定性検査キットも含め、最大時8,494件/日

令和4年7月8日現在

新型コロナワクチンの接種について

令和 4 年 7 月 1 1 日
健 康 福 祉 部

1 県内の接種状況

＜接種実績＞（首相官邸HP：7月7日公表時点）

	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目
総接種回数	8 5 5 , 7 2 5	8 4 5 , 3 0 4	7 0 3 , 0 4 1	3 , 4 3 0
対全人口接種率 (971,288 人)	8 8 . 1 %	8 7 . 0 %	7 2 . 4 %	0 . 4 %
＜参考＞全国の接種率 (126,645,025 人)	8 1 . 9 %	8 0 . 8 %	6 1 . 7 %	1 . 2 %

※ 首相官邸ウェブサイトの都道府県別公表値（7月6日までの接種回数）

＜年代別接種率＞（首相官邸HP：7月4日公表時点）

	12～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
1 回目	88.2%	88.0%	84.0%	88.5%	91.7%	90.8%	94.8%
2 回目	87.6%	87.5%	83.6%	88.2%	91.5%	90.7%	94.6%
3 回目	48.2%	58.7%	60.2%	70.0%	81.6%	84.8%	90.4%

2 4 回目接種について

○ 概 要

- ・ 重症化予防が目的
- ・ 対象は3回目のワクチン接種から5か月が経過した次の者
 - ① 60歳以上の者
 - ② 18歳以上で基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者
 - ・ 24市町村は対象者の申請に基づき接種券を発行
(うち2市町村は一部の者には申請によらず送付)
 - ・ 1市町村は18歳以上の3回目接種完了者全員に送付
- ・ 1～3回目に接種したワクチンの種類にかかわらず、ファイザー社又は武田／モデルナ社のワクチンを使用

○ 県が行うモデルナワクチン接種

- ・ 全市町村の住民を対象に3回目接種と4回目接種を実施
- ・ 場 所：秋田県総合保健事業団中央健診センター
- ・ 実施日：7月24日（日）13時30分～16時：300人
7月31日（日）9時30分～11時：200人

感染警戒レベル等について

令和4年7月11日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 県の感染警戒レベルの維持

- ・ 病床使用率や重症者数のほか、療養者数の推移等を踏まえ、県の感染警戒レベル「1」を維持する。
- ・ 全国的には、感染力が強いとされるBA.5への置き換わりが進んでいると考えられ、6月下旬から新規感染者が急増している状況にあり、第7波の到来が懸念される。
- ・ 他県においては、大規模な事業所クラスターなど、クラスターの発生が増えており、今後、本県としては、それらの警戒を図るほか、特に重症化リスクの高い高齢者施設等でのクラスターの発生を警戒する必要がある。

2 県民への要請内容等

(1) 基本的な感染防止対策

- ① 飲食を伴う集まりは、「長時間を避け」、「マスク会食」を行うとともに、「参加人数に応じた席の配置」や「十分な換気」を徹底すること。
- ② 集会、イベント等の開催に当たっては、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」などを徹底すること。
- ③ 職場や飲食店等における業種別ガイドラインを実践し、感染防止対策を徹底すること。
- ④ 感染リスクの高い場面に接した場合など感染に不安を感じる方（無症状者に限る。）は、「感染拡大傾向時の一般検査事業（無料のPCR等検査）」を活用すること。

※上記の一般検査事業は今月末まで継続する。（8月以降については未定）

- ⑤ 県外との往来に際しても、一人ひとりが基本的な感染防止対策をとること。

(2) クラスターの発生防止

- ① 高齢者施設においては、職員の健康管理や外部の者との接触等に関して、引き続き注意をはらうこと。
- ② 事業所においては、時差出勤や在宅勤務等による接触機会の低減、従業員の体調確認、体調不良者の休暇取得等の取組を進めること。
- ③ イベントの主催者においては、イベントの準備段階を含め、感染防止に注意をはらうこと。